

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○森林組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (林業木材課) 1

## 規 則

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第40号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年農林水産省令第46号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第3条ただし書中「、第115条及び第116条」を「及び第115条」に改める。

第4条中「第3項」の次に「(これらの規定を法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 設定又は変更若しくは廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第4条の2中「第10条第4項」の次に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 理由書

(2) 信託規程の変更部分に係る新旧対照表

(3) 変更前の信託規程

(4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第4条の3中「第12条」の次に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第5条中「第3項」の次に「(これらの規定を法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 設定又は変更若しくは廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第5条の2中「第19条第4項」の次に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」

を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 理由書

(2) 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

(3) 変更前の共済規程

(4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第6条中「第3項」の次に「(これらの規定を法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 設定又は変更若しくは廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第6条の2中「第24条第4項」の次に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 理由書

(2) 林地処分事業実施規程の変更部分に係る新旧対照表

(3) 変更前の林地処分事業実施規程

(4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第7条中「事業計画書」を「林道事業計画書」に改める。

第7条の2中「第3項」の次に「(これらの規定を法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

(3) 設定又は変更若しくは廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第7条の2第4号中「森林経営事業」の次に「(以下「森林経営事業」という。)」を加える。

第7条の3中「第26条の3第4項」の次に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 理由書

(2) 森林経営規程の変更部分に係る新旧対照表

(3) 変更前の森林経営規程

(4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

第10条中「議決事項」を「決議事項」に改める。

第12条第1項中「第53条第1項」の次に「(法第109条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第53条第3項」の次に「(法第109条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第13条第1項中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 理由書

(2) 定款の変更部分に係る新旧対照表

- (3) 変更前の定款
- (4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類  
第13条第2項各号を次のように改める。
- (1) 法第66条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第66条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあつては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- (2) 法第67条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面  
第13条に次の1項を加える。
- 3 第1項の場合において、定款変更の認可の申請が森林経営事業の実施に係るものであるときは、同項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 森林組合にあつては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
- ア 法第26条第1項の同意に係る定款変更の認可の申請を行う場合 同項の同意があることを証する書面
- イ 法第26条の2第1項の決議に係る定款変更の認可の申請を行う場合 同項の決議を経たことを証する書面及び同条第2項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
- (2) 森林組合連合会にあつては、法第101条の2第1項の決議を経たことを証する書面及び同条第2項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面  
第14条中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、同条各号を次のように改める。
- (1) 理由書
- (2) 定款の変更部分に係る新旧対照表
- (3) 変更前の定款
- (4) 変更の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類  
第15条中「第100条第3項」の次に「及び第109条第4項」を加え、「第5号」を「第12号」に改め、同条各号を次のように改める。
- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記第17号様式）
- (3) 設立経過報告書（別記第18号様式）
- (4) 発起人名簿

- (5) 発起人会（法第74条（法第100条第3項において準用する場合を含む。）又は第108条の発起人が、森林組合等（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会をいう。以下同じ。）を設立するために開催する会議をいう。以下同じ。）の開催を証する書面
- (6) 法第75条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により作成した設立目論見書
- (7) 設立準備会の開催公告の写し
- (8) 設立準備会の議事録の写し
- (9) 定款作成委員名簿
- (10) 創立総会の開催公告の写し
- (11) 創立総会の議事録謄本（別記第19号様式）
- (12) 役員選挙録謄本（別記第9号様式）
- (13) 役員調書（別記第20号様式）
- (14) その他参考となるべき事項を記載した書類  
第16条中「第100条第4項」を「法第100条第4項」に改め、「含む。）」の次に「又は第108条の2第2項」を加え、同条第1号中「解散の」を削り、同条第2号及び第3号中「決議」を「決議」に改め、同条に次の2号を加える。
- (6) 清算人名簿
- (7) その他参考となるべき事項を記載した書類  
第17条中「含む。）」の次に「又は第108条の2第5項」を加える。  
第18条第1項中「第100条第4項」の次に「及び第109条第5項」を加え、同項第1号中「合併の」及び「及び結果報告書」を削り、同項第2号中「議決」を「決議」に改め、同項第3号から第8号までを次のように改める。
- (3) 合併契約書及び覚書の謄本
- (4) 総代会において合併の決議を行った場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (5) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- (6) 合併後存続する森林組合等又は合併により設立される森林組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（別記第17号様式）、組合員数（森林組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- (7) 合併の経過を記載した書類
- (8) 施行規則第99条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）  
第18条第1項に次の1号を加える。

- (9) その他参考となるべき事項を記載した書類  
第18条第2項及び第3項を次のように改める。
- 2 前項の場合において、合併に係る組合が出資組合であるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする森林組合等の成立の日における貸借対照表）
- (2) 法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- (3) 法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- 3 第1項の場合において、法第85条第1項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により合併によって組合を設立するときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 設立委員会の議事録の謄本
- (2) 設立委員調査書
- (3) 役員選任の経過を記載した書類
- (4) 役員調査書（別記第20号様式）
- 第18条に次の1項を加える。
- 4 第1項の場合において、法第84条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の決議を経ないで合併を行うときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 合併により消滅する組合が合併の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
- (2) 合併後存続する組合が合併の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本
- (3) 合併により消滅する組合の総組員（准組員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組員（准組員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面
- (4) 合併により消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面
- (5) 合併後存続する組合の総組員（准組員を除く。）の6分の1以上の正組員が、法第84条の2第4項の合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

第18条の次に次の1項を加える。

（吸収分割の認可申請）

**第18条の2** 法第88条の3第2項又は第108条の5第2項の規定による吸収分割の認可の申請は、別記第23号様式の2の申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 吸収分割の決議を行った総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- (3) 吸収分割契約書の謄本
- (4) 総代会において吸収分割の決議を行った場合にあっては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (5) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項又は第4項の規定による総会の招集があった場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- (6) 吸収分割組合等（吸収分割を行う森林組合等（生産森林組合を除く。）をいう。以下同じ。）及び吸収分割承継組合等（法第88条の2第1項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割後の吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- (7) 吸収分割の経過を記載した書類
- (8) 施行規則第99条の2及び第99条の3に規定する事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）
- (9) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- (10) 法第88条の5第1項及び第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- (11) 法第88条の5第1項及び第108条の7において読み替えて準用する法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- (12) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 前項の場合において、法第88条の4第1項又は第108条の6第1項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 吸収分割の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本

- (2) 吸収分割組合等が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- (3) 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組員（准組員を除く。）又は総組員（准組員を除く。）の6分の1以上の正組員又は正組員が、法第88条の4第5項又は第6項の吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 第20条第1号中「組織変更の」を削り、同条第2号中「決議」を「決議」に改め、同条第3号から第6号までを次のように改める。
- (3) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (4) 法第100条の3第1項又は第100条の15第1項の組織変更計画
- (5) 法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- (6) 法第100条の3第6項又は第100条の18において準用する法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書類
- 第20条の次に次の1条を加える。

（新設分割の認可申請）

**第20条の2** 法第108条の13第2項の規定による新設分割の認可の申請は、別記第25号様式の2の申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 新設分割の決議を行った各組合の総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- (3) 新設分割計画
- (4) 総代会において新設分割の決議を行った場合にあっては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (5) 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定による総会の招集があった場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- (6) 新設分割組合等（法第108条の12第1項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。）及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（別記第17号様式）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記

載した書類

- (7) 新設分割の経過を記載した書類
- (8) 施行規則第99条の4各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）
- (9) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- (10) 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- (11) 法第108条の15において読み替えて準用する法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- (12) 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条第1項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
- (13) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 前項の場合において、法第108条の14第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行うときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 新設分割の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本
- (2) 新設分割によって新設分割連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- (3) 新設分割組合等の総組員（准組員を除く。）又は総組員（准組員を除く。）の6分の1以上の正組員又は正組員が、法第108条の14第4項の新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 第21条第2号中「記名押印した」を「記名した」に改める。
- 第23条及び第24条を次のように改める。

**第23条及び第24条** 削除

第25条の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条中「議決」を「決議」に改め、同条第2号中「記名押印した」を「記名した」に改める。

第27条の表中「第16条」を「第22条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 この規則の規定に基づく申請書、届出書、申立書その他の書類及びこれらの添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。この場合において、前項の規定中提出部数に係る部分は、適用しない。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2を次のように改める。

**別記第1号様式**（第4条関係）

その1

信託規程承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所

組 合 名

代表理事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、信託規程を定める決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第10条第1項の規定により規程の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程
- 3 規程を定める決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その2

信託規程変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所

組 合 名

代表理事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、信託規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第10条第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の信託規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その3

信託規程廃止承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所

組 合 名

代表理事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、信託規程を廃止する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第10条第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 廃止前の信託規程
- 3 廃止の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

**別記第1号様式の2**（第4条の2関係）

信託規程変更届出書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、信託規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第10条第4項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の信託規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第1号様式の3中「㊟」を削り、「森林組合法」の次に「（第109条第1項において準用する同法）」を加える。

別記第2号様式から別記第3号様式の2までを次のように改める。

**別記第2号様式**（第5条関係）

その1

共済規程承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、共済規程を定める決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第19条第1項の規定により規程の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 共済規程
- 3 規程を定める決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その2

共済規程変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、共済規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第19条第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 共済規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の共済規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その3

共済規程廃止承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、共済規程を廃止する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第19条第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 廃止前の共済規程
- 3 廃止の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第2号様式の2（第5条の2関係）

共済規程変更届出書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、共済規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第19条第4項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 理由書

- 2 共済規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の共済規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第3号様式（第6条関係）

その1

林地処分事業実施規程承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、林地処分事業実施規程を定める決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第24条第1項の規定により規程の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 林地処分事業実施規程
- 3 規程を定める決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その2

林地処分事業実施規程変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所

組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、林地処分事業実施規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第24条第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 林地処分事業実施規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の林地処分事業実施規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その3

林地処分事業実施規程廃止承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、林地処分事業実施規程を廃止する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第24条第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 廃止前の林地処分事業実施規程
- 3 廃止の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第3号様式の2（第6条の2関係）

林地処分事業実施規程変更届出書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、林地処分事業実施規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第24条第4項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 林地処分事業実施規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の林地処分事業実施規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第4号様式中「所在地」を「住所」に、「代表者」を「代表理事」に改め、「」を削る。

別記第7号様式の2を次のように改める。

別記第7号様式の2（第7条の2関係）

その1

森林経営規程承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名

代表理事氏名

年 月 日開催の総会（総代会）において、森林経営規程を定める決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第26条の3第1項の規定により規程の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程
- 3 規程を定める決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 森林経営事業を行うことについての森林組合法第26条第1項の同意に関する証明書

その2

森林経営規程変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、森林経営規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第26条の3第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の森林経営規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

その3

森林経営規程廃止承認申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、森林経営規程を廃止する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第26条の3第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 廃止前の森林経営規程
- 3 廃止の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第7号様式の3中「所在地」を「住所」に、「代表者」を「代表理事」に改め、「[印]」を削り、同様式注1の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第7号様式の4を次のように改める。

別記第7号様式の4（第7条の3関係）

森林経営規程変更届出書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、森林経営規程を変更する決議を行ったので、森林組合法（第109条第1項において準用する同法）第26条の3第4項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の森林経営規程
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

別記第8号様式中「所在地」を「住所」に、「代表者」を「代表理事」に改め、「印」を削る。

別記第9号様式中「代表者」を「代表理事」に改め、「印」を削る。

別記第10号様式中「所在地」を「住所」に改め、「印」を削る。

別記第11号様式中「所在地」を「住所」に改め、「印」を削り、同様式（添付書類）2の事項中「議決事項」を「決議事項」に改める。

別記第12号様式中「所在地」を「住所」に改め、「印」を削る。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2中「印」を削り、「森林組合法」の次に「（第109条第3項において準用する同法）」を加える。

別記第14号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

**別記第14号様式**（第13条関係）

定款変更認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、森林組合法（第100条第2項（第109条第3項）において準用する同法）第61条第2項の

規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の定款
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 森林組合法第66条第2項（同法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第66条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手続を完了したことを証する書面
- 6 森林組合法第67条第2項（同法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手続を完了したことを証する書面
- 7 森林組合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類  
ア 森林組合法第26条第1項の同意に係る定款変更の認可の申請を行う場合 同項の同意があることを証する書面  
イ 森林組合法第26条の2第1項の決議に係る定款変更の認可の申請を行う場合 同項の決議を経たことを証する書面及び同条第2項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
- 8 森林組合連合会にあっては、森林組合法第101条の2第1項の決議を経たことを証する書面及び同条第2項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注 5及び6に掲げる書類は定款の変更が出資一口の金額の減少に係る場合に、7及び8に掲げる書類は定款変更の認可の申請が森林経営事業の実施に係るものである場合に、それぞれ添付すること。

**別記第15号様式**（第14条関係）

定款変更届出書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、森林組合法（第100条第2項（第109条第3項）において準用する同法）第61条第4項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更前の定款
- 4 変更の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

別記第16号様式（第15条関係）

設立認可申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

設立発起人 住 所  
氏 名

森林組合法（第100条第3項（第109条第4項）において準用する同法）第78条第1項の規定により、森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）の設立の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 発起人名簿
- 6 発起人会の開催を証する書面
- 7 森林組合法第75条第1項（同法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により作成した設立目論見書
- 8 設立準備会の開催公告の写し
- 9 設立準備会の議事録の写し
- 10 定款作成委員名簿
- 11 創立総会の開催公告の写し
- 12 創立総会の議事録謄本
- 13 役員選挙録謄本
- 14 役員調書
- 15 その他参考となるべき事項を記載した書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書つづり、役員就任承諾書の写し等）

別記第17号様式中「第18条」の次に「、第20条の2」を加える。  
別記第18号様式中「設 立 手 続 書」を「設 立 経 過 報 告 書」に改め、「」を削る。

別記第19号様式中「議 決 事 項」を「決 議 事 項」に、「議決事項」を「決議事項」に改め、「」を削る。

別記第20号様式中「第15条」の次に「、第18条」を加え、「」を削る。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式（第16条関係）

解散認可申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、森林組合法（第100条第4項において準用する同法）第83条第2項（第108条の2第2項）の規定により解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 4 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 5 最終の貸借対照表
- 6 清算人名簿
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

別記第22号様式中「所在地」を「住所」に改め、「印」を削り、「生産森林組合」の次に「、森林組合連合会」を、「第83条第6項」の次に「（第108条の2第5項）」を加える。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第23号様式（第18条関係）

その1

新設合併認可申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

住 所  
代 表 者 氏 名

森林組合法（第100条第4項（第109条第5項）において準用する同法）第84条第2項の規定により 森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）と 森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）との合併により、新たに 森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）を設立するので、合併の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併の決議を行った総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- 3 合併契約書及び覚書の謄本
- 4 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 5 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 6 合併後存続する森林組合等又は合併により設立される森林組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 7 合併の経過を記載した書類
- 8 森林組合法施行規則第99条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）
- 9 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- 10 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- 11 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- 12 設立委員会の議事録の謄本
- 13 設立委員調書
- 14 役員選任の経過を記載した書類

- 15 役員調書  
16 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注 4に掲げる書類は総代会において合併の決議を行った場合に、5に掲げる書類は森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集された場合に、9から11までに掲げる書類は合併に係る組合が出資組合である場合に、それぞれ添付すること。

## その2

### 吸収合併認可申請書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

#### 合併後存続する組合

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

#### 合併により解散する組合

住 所  
組 合 名  
代 表 理 事 氏 名

森林組合法（第100条第4項（第109条第5項）において準用する同法）第84条第2項の規定により 森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）と 森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）との合併の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併の決議を行った総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- 3 合併契約書及び覚書の謄本
- 4 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

- 5 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 6 合併後存続する森林組合等又は合併により設立される森林組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 7 合併の経過を記載した書類
- 8 森林組合法施行規則第99条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）
- 9 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- 10 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- 11 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- 12 合併により消滅する組合が合併の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 13 合併後存続する組合が合併の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本
- 14 合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面
- 15 合併により消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面
- 16 合併後存続する組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が、森林組合法第84条の2第4項の合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 17 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注 4に掲げる書類は総代会において合併の決議を行った場合に、5に掲げる書類は森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集された場合に、9から11までに掲げる書類は合併に係る組合が出資組合である場合に、12から16までに掲げる書類は総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う場合に、それぞれ添付すること。

別記第23号様式の次に次の1様式を加える。

**別記第23号様式の2**（第18条の2関係）

吸収分割認可申請書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長、 振興局長)

吸収分割承継組合等

住 所  
名 称  
代 表 理 事 氏 名

吸収分割組合等

住 所  
名 称  
代 表 理 事 氏 名

森林組合法第88条の3第2項（第108条の5第2項）の規定により、森林組合（森林組合連合会）と 森林組合（森林組合連合会）との吸収分割の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 吸収分割の決議を行った総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- 3 吸収分割契約書の謄本
- 4 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 5 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

本

- 6 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割後の吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 7 吸収分割の経過を記載した書類
- 8 森林組合法施行規則第99条の2及び第99条の3に規定する事項を記載し、又は記録した書類（既に添付しているものを除く。）
- 9 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 10 森林組合法第88条の5第1項及び第108条の7において読み替えて準用する同法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- 11 森林組合法第88条の5第1項及び第108条の7において読み替えて準用する同法第67条第2項の規定による弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手續を完了したことを証する書面
- 12 吸収分割の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本
- 13 吸収分割組合等が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 14 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 15 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注 4に掲げる書類は総代会において吸収分割の決議を行った場合に、5に掲げる書類は森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第2項又は第4

項の規定により総会が招集された場合に、12から14までに掲げる書類は総会又は総  
代会の決議を経ないで吸収分割を行う場合に、それぞれ添付すること。

別記第24号様式中「所在地」を「住所」に改め、「㊟」を削る。

別記第25号様式中「所在地」を「住所」に、「代表者」を「代表理事」  
に改め、「㊟」を削り、「議決」を「決議」に、「3 組織変更計画」を「3 最終事業年度  
に係る貸借対照表」に、「4 財産目録及び貸借対照表」を「4 組織変更計画」に改め、  
同様式の次に次の1様式を加える。

**別記第25号様式の2**（第20条の2関係）

新設分割認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長、 振興局長）

設立委員 住 所  
代 表 者 氏 名

森林組合法第108条の13第2項の規定により、新たに 森林組合連合会を設立  
するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合等の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 新設分割の決議を行った各組合の総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- 3 新設分割計画
- 4 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第1項の規定による通  
知の状況を記載した書類
- 5 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第2項又は第4項の規  
定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 6 新設分割組合等及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書、  
会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置

を記載した書類

- 7 新設分割の経過を記載した書類
- 8 森林組合法施行規則第99条の4各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書類（既  
に添付しているものを除く。）
- 9 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割  
組合等の成立の日における貸借対照表）
- 10 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第66条第2項の規定に  
よる公告及び催告（同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合  
にあっては、公告）の手續を完了したことを証する書面
- 11 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第67条第2項の規定に  
よる弁済若しくは相当の担保の供与又は相当の財産の信託を要するときは、その手  
続を完了したことを証する書面
- 12 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第85条の規定により選  
任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
- 13 新設分割の方針の決議を行った理事会の議事録の謄本
- 14 新設分割によって新設分割連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分  
割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の5分の1（これを下回る割合を  
新設分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを  
証する書面
- 15 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）  
の6分の1以上の正組合員又は正会員が、森林組合法第108条の14第4項の新設分  
割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 16 その他参考となるべき事項を記載した書類（総会（総代会）招集通知の写し、理  
事会議事録の写し等）

注 4に掲げる書類は総代会において新設分割の決議を行った場合に、5に掲げる書  
類は森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第2項又は第4項の  
規定により総会が招集された場合に、13から15までに掲げる書類は総会又は総代  
会の決議を経ないで新設分割を行う場合に、それぞれ添付すること。

別記第26号様式中「所在地」を「住所」に改め、「㊟」を削る。

別記第28号様式中「所在地」を「住所」に改め、「㊟」を削り、「議決」を「決  
議」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の森林組合法施行細則の規定に基づいて

作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の森林組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

---